

年金 2 (問題)

1. 以下の各問に答えよ。(1)～(4)については、さらに関連質問について解答を簡記せよ。

(35点)

(1) 厚生年金基金制度に関する次の記述のうち正しいものをあげよ。

- ア. 厚生年金基金の加入員は原則として厚生年金および国民年金の被保険者でなければならない。
- イ. 厚生年金保険法上の適用事業所でない事業所の事業主は、厚生大臣からその事業所を適用事業所とすることの認可を受けた後でなければ厚生年金基金の設立認可申請を行うことができない。
- ウ. 厚生年金基金の掛金は、厚生年金のように修正積立方式によることは認められておらず事前積立方式によるものである。
- エ. 昭和60年4月施行の厚生年金保険法改正に基づく国庫負担金廃止に伴い、厚生年金基金の年金給付の費用負担の一部として政府負担金が交付される。

(質問)「厚生年金基金設立認可基準」における厚生年金基金の確保すべき給付水準について簡記せよ。

(2) 厚生年金基金の給付設計および掛金に関する次の記述のうち正しいものをあげよ。

- ア. プラスアルファの計算にあたって、給付現価の算定に用いる予定利率は、全厚生年金基金一律に厚生省告示第83号に示された4.75%を使用しなければならない。
- イ. 昨今の運用環境や、資産構成とその期待収益率から、当面予定利率5.5%で運用することが困難と見込まれる場合は、設立時から8年間特例掛金を徴収しなければならない。
- ウ. 未償却過去勤務債務を定率償却する場合の償却割合は、0.50以下として財政計算時に定める。
- エ. 加算年金の額の改定が設立認可基準を満たしているかどうかの判定を行う場合の、現価相当額の算定に用いる利率は、厚生年金基金の掛金の算定に用いる予定利率である。

(質問) 厚生年金基金の財政運営における特例掛金の意義について簡記せよ。

(3) 厚生年金基金の給付水準の引下げに関する次の記述のうち誤っているものをあげよ。

- ア. 引下げ事由の一つに「設立時または直近の給付水準の変更時から 5 年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合」がある。
- イ. 引下げに必要な同意の一つに「厚生年金基金の設立事業所に使用される加入員の 3 分の 2 以上で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意」がある。
- ウ. 引下げに必要な同意の一つに「全加入員の 3 分の 2 以上の同意」がある。
- エ. 引下げにあたり「全受給者等の 3 分の 2 以上の同意を得ていること」が必要な場合がある。

(質問) 厚生年金基金が給付水準の引下げを行う場合に、給付設計の変更日における加入員に対して原則講ずることとされている経過措置の内容について簡記せよ。

(4) 厚生年金の改革のための検討課題として「総報酬制」があげられているが、総報酬制に関する次の記述のうち正しいものをあげよ。

- ア. 総報酬制がどのような形になっても厚生年金基金の代行給付額は現在と同じ算定式（平均標準報酬月額 \times 1,000 分の 7.5 に加入員期間を乗じて得られる額。）で算定される。
- イ. 総報酬制の導入にあたっては、利子収入や家賃収入等の毎月の給与以外の収入を給与に合算して標準報酬月額を決定することが前提となっている。
- ウ. 総報酬制の導入にあたっては、適用事業所から労働の対償として受けるすべてのものを、原則、保険料賦課および給付額算定の基礎とすることが検討されている。
- エ. 総報酬制は、年俸制の適用を受けている厚生年金被保険者に対し適用するものとして検討されている。

(質問) 総報酬制が検討される理由について簡記せよ。

(5) 厚生年金基金の非継続基準に関して次の空欄を埋めよ。

非継続基準による財政検証は、厚生年金基金が基準日時点で解散した場合に加入員や受給者等の(①)が確保できているかどうかという観点で行うものである。この場合、発生しているとみなされる給付の範囲(これを(②)という)とその市場価格の評価(これを(③)という)がポイントとなる。

(②)は(④)まで勤務し退職する場合に確定する年金給付もしくは一時金給付を(⑤)とし、これに加入員期間に応じた(⑥)を乗じて得たものである。

なお、我が国では、こうした年金給付を取り引きする市場は存在しないが、そのような市場が存在したとした場合の年金給付の取引価格、具体的には実勢の割引率に基づいた一時金換算額が市場価格となる。

財政検証の結果、保有資産額が(③)を下回っている場合には、決算基準日の翌年度末までに積立水準の回復計画を策定し、(⑦)年度から7年以内に積立水準を回復する必要がある。

2. 厚生年金基金制度において、平成 9 年度から導入される固定資産の財政上の評価の方式について以下の問いに答えよ。(25 点)

(1) 次の「資産評価調整額」の表をもとに、数理的評価の方式を選択し、更にそのうち時価移動平均方式、収益差平滑化方式、評価損益平滑化方式各々を選択した場合の(ア)、(イ)を埋めよ。なお、各項目の数値に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を四捨五入すること。

		当年度	前年度	2 年前	3 年前	4 年前
期中収支差	①	0	0	0	0	0
期中収支元本平残	②	0	0	0	0	0
期末簿価資産額	③	12,500	11,742	11,130	10,550	10,000
期中簿価ベース収益	④	758	612	580	550	521
うちキャピタルゲイン以外	⑤	50	612	580	550	521
期中予定収益 (I= 4.67%)	⑥	548	612	580	550	521
基準収益	⑦	(ア)	612	580	550	521
期中時価ベース収益 (時価ベース利回り)	⑧	352 (3.00%)	612 (5.50%)	580 (5.50%)	550 (5.50%)	521 (5.50%)
収益差 (=⑧-⑦)	⑨	□	0	0	0	0
同上平滑期間中の平均	⑩	□	0	0	0	0
期末数理的評価資産額	⑪	(イ)	11,742	11,130	10,550	10,000
期末時価資産額	⑫	12,094	11,742	11,130	10,550	10,000
時価との許容乖離幅	⑬	□	1,761	1,670	1,583	1,500
資産評価調整額	⑭	□	0	0	0	0
運用コストの未払分	⑮	□	0	0	0	0
固定資産の財政運営上の評価額	⑯	□	11,742	11,130	10,550	10,000
時価との許容乖離率…15%						
数理的評価に使用する平滑化期間…3 年						

(注) 上表の期間中同じ数理的評価の方式が使用されているものとする。

- (2) 固定資産の財政上の評価の方式として、「A:時価方式」、「B:数理的評価の方式」、「C:AおよびBの方式による額のうちのいずれか低い額をとる方式」があげられるが、それぞれの特徴および選択にあたって留意すべきと考えられる点を簡記せよ。
- (3) 数理的評価の方式としてあげられる、「A:時価移動平均方式」、「B:収益差平滑化方式」、「C:評価損益平滑化方式」について、それぞれの特徴および選択にあたって留意すべきと考えられる点を簡記せよ。

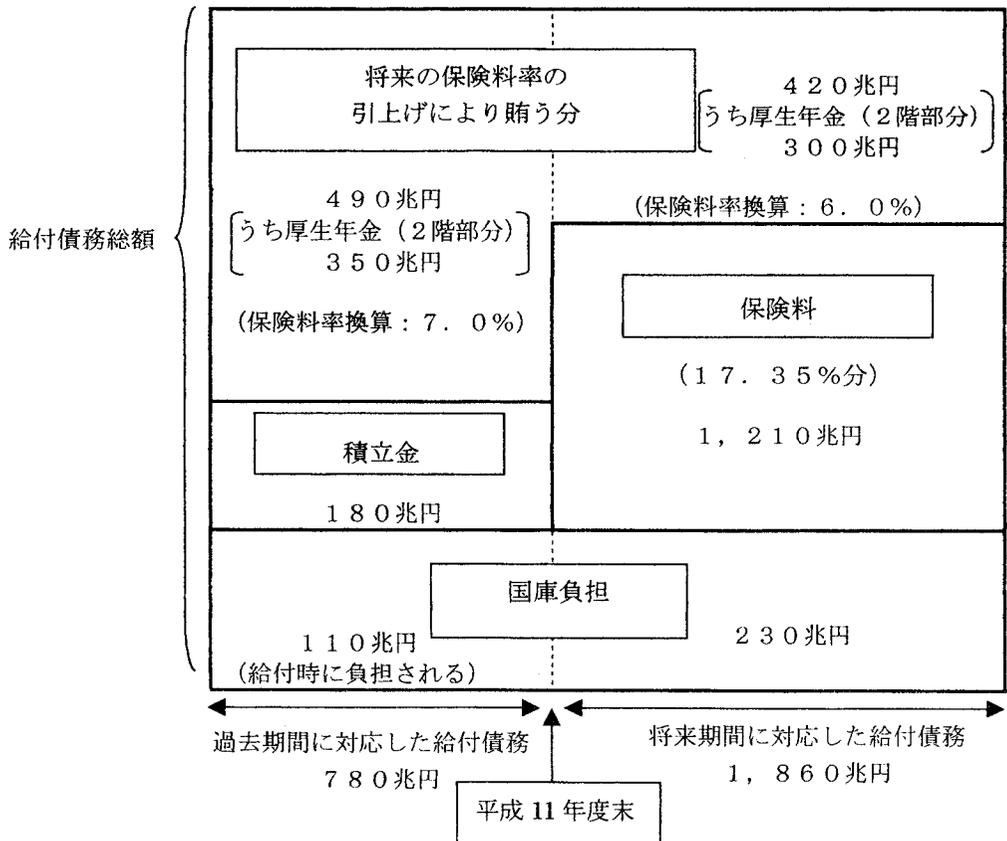
3. A、Bいずれかを選択し、解答せよ。

(40点)

A. 次の図は、平成9年6月に厚生省が示した厚生年金の給付債務と財源構成の試算結果を図示したものである。これについて以下の問に答えよ。

- (1) 過去期間に対応した給付債務のうち、未積立債務になっている部分が490兆円あるが、この未積立債務が発生した要因の主なものをあげよ。
- (2) 厚生年金では、現在の現役世代と将来の現役世代の負担の公平を図るとともに、積立金の運用収入の活用を通じて、最終保険料負担を軽減するとの観点に立って、保険料率の段階的な引上げを行うこととされている。下図においては、厚生年金の全給付債務と現在の保険料水準で賄える給付債務等が示されているが、この図を参考に厚生年金の保険料水準および給付のあり方について所見を述べよ。

厚生年金の給付債務と財源構成



(注) 新人口推計に対応した粗い試算である。

- 標準報酬上昇率 4.0%
- 消費者物価上昇率 2.0%
- 運用利回り 5.5%

B. 予定利率に関する以下の問に答えよ。

- (1) 今回導入された、厚生年金基金制度における予定利率設定の弾力化の内容と考え方について簡潔に説明せよ。
- (2) 企業年金の予定利率設定におけるアクチュアリーとしての考え方について所見を述べよ。

以上

年金 2 解答例

問題 1

(1) 選択肢の答 ウ

質問の答

- ・ プラスアルファ部分は、給付現価で代行部分の 3 割程度
- ・ 基金の総給付は、代行部分の給付乗率に、1. 25（プラスアルファ部分の給付設計が定額である場合は、1. 30）を乗じて得た給付水準を基礎として算定される給付水準

(2) 選択肢の答 エ

質問の答

財政運営の安定化を図ることを目的として、毎事業年度の予算編成にあたって見込まれる不足金を抑制するように設定する掛金である。中長期的に高い掛金を負担することが困難であっても、短期間または若干の追加負担であれば可能な基金にとっては、この方法により、発生する利差損等を抑制することが可能になる。

(3) 選択肢の答 イ

質問の答

加入員への経過措置については、期待権へ配慮する観点から、過去の期間に発生した（とみなされる）給付である最低保全給付を保護するため、変更日における変更前後の最低積立基準額の差額を保全額の下限としている。すなわち、経過措置対象者の最低保全給付の現価は、新設計による最低保全給付の現価に変更日における当該者の新旧最低保全給付の現価の差額を加えたもの以上とすることが必要である。

(4) 選択肢の答 ウ

質問の答

現在の標準報酬月額に基づいて保険料を徴収する場合、同じ給与年額であっても、賞与の多い者が相対的に負担が少ないという問題が生じており、この負担の均衡を是正するために検討されている。

- (5) ①受給権 ②最低保全給付 ③最低積立基準額 ④標準的な退職年齢
⑤標準給付 ⑥按分率 ⑦翌々

問題 2

(1)

	時価移動平均方式	収益差平滑化方式	評価損益平滑化方式
(7)	50	548	758
(1)	11,893	12,225	12,365

(以下の(2)及び(3)では、代表的な特徴および留意点を記載するが、これ以外の内容であっても合理的で納得できるものであれば配点している。)

(2)

A. 時価方式

【特徴】

- ・時価基準導入の目的の一つは、含み損を抱えた基金財政の不健全な運営を排除することにある。時価方式の下では含み損が発生せず基金財政の健全性が維持できる。
- ・非継続基準における財政チェックや運用パフォーマンス評価などでも時価が使用されているため、基金関係者に理解されやすい。
- ・国際会計基準の公開草案では、制度資産の評価は時価で行うことが標準となっている。企業会計との整合性を保つことができる。

【留意点】

- ・時価が短期間で急激に変動した場合は、財政運営にダイレクトに影響を与えることがある。時価の急落場面において、繰上計算・再計算による掛金引上げも有り得ることから、許容繰越不足金の限度率や母体の掛金負担能力等を充分考慮しておく必要がある。

B. 数理的評価方式

【特徴】

- ・時価の大幅な変動の影響を回避できる。
- ・継続基準上のみでの評価基準であり、時価方式に比べてわかりにくい。

【留意点】

- ・時価との乖離が伴うこと。
- ・時価の急落場面では含み損を抱える可能性があること。
- ・時価が急激に上昇する局面では、時価に遅れて追随するため、含み益を抱えているのに掛金率を引き上げることもあること。
- ・負債サイドの予定利率を運用利率が大きく上回る局面では、時価・数理的評価・低価法いずれの方法をとっても、掛金率に与える影響の差異は少ないこと。
- ・基金関係者に対するわかりやすい説明が必要。

C. A及びBの方式による額のうちいずれか低い額をとる方式

【特徴】

- ・時価方式に比べると時価の大幅な変動の影響を回避できるが、時価の急落局面では時価方式に近い影響が出る。
- ・継続基準上のみの評価基準であり、時価方式に比べてわかりにくい。
- ・含み損を抱えないことを意識しつつ、時価が急激に上昇する局面においては、含み益を掛金率に反映させない健全性重視の財政運営である。

【留意点】

- ・時価との乖離が伴うこと。
- ・時価が急激に上昇する局面では、時価に遅れて追随するため、含み益を抱えているのに掛金率を引き上げることもあること。
- ・基金関係者に対するわかりやすい説明が必要。

(3)

A. 時価移動平均方式

【特徴】

- ・インカムゲイン（または0）を基準収益とするため基準収益が安定しており、他の評価方法と比べて評価額が安定している。
- ・時価収益に対しインカムゲインが小さい場合（基準収益を0とする場合は一層）、他の方式による評価額を下回ることが多く、保守的な方法といえる。

【留意点】

- ・資産の構成要素によってインカムゲインの水準が異なるため、インカムゲインが時価ベース収益を下回る(上回る)状態が続くと、この評価額は時価を下回る(上回る)水準で推移する。

B. 収益差平滑化方式

【特徴】

- ・過去の時価ベース収益に基づいて基準収益を決定するため、長期的に見ると評価額は時価に連動する。但し、平滑化期間が長いと時価を捕捉する速度が遅れることに留意する。

【留意点】

- ・過去の時価ベース収益に基づいて基準収益を決定するため、急に時価ベース利回りが低下したときなど時価の短期的な変動に対する捕捉速度は比較的遅い。時価の短期的な変動時には時価と評価額との乖離が起きやすい。

- ・導入当初は基準収益率を算定する平均期間が短いため、時価の短期的な変動を受けやすい。

C. 評価損益平滑化方式

【特徴】

- ・簿価ベース収益を基準収益とするため、従来の簿価基準と比較的近い水準で推移する。

【留意点】

- ・評価損益の実現の度合によって評価額の変動が起きることがある。いわゆる益出しによる含み損の拡大に留意する必要がある。

問題3-A

- (1) 厚生年金では、次のとおり費用の一部を後代負担とし、保険料率を将来にわたり段階的に引き上げることとしているため、後代の負担となる債務が生じている。
- ・負担能力等を考慮し、これまで給付水準に見合った保険料を徴収してこなかったこと。
 - ・物価や賃金の上昇に応じた給付改善に要する費用は後代負担としてきたこと。
 - ・制度創設以降、被保険者期間の短い者にも一定水準の給付を支給してきたこと。
 - ・死亡率の改善に伴う後発債務を後代負担としてきたこと。
- (2) (以下に論点の「例」を示すが、論旨の方向性を含め、必ずしもこれに限定するものではない。)

I. 現状の問題点

- ・現行の保険料率17.35%では、自らの給付のための財源を積み立てておらず、後代負担に回している部分が保険料率相当で6.0%あること。
- ・現行制度を据置いた場合の平準保険料率は30%強となり、ピーク時の保険料水準の限度の目安となっている30%を上回ること。
- ・現行の保険料を据置いた場合には、将来期間だけでも、現行の給付の $17.35/(17.35+6) \sim 74\%$ ぐらいしか賄うことができず、これに更に過去債務の償却分があるから賄える給付水準は更に低くなること。

II. 厚生年金の給付および保険料水準のあり方

①給付のあり方について

世代間の給付と負担の均衡をできるだけ図るために給付の見直しが必要である。(見直すべきではないという主張であっても、ポイントを押さえた内容で論旨が明確であればよい。見直しの方法の論点としては、次のようなものがある。)

ア. 給付水準の見直し

- ・ 23万円のモデル年金をどう考えるか。(現役者の可処分所得と年金の所得代替率の観点から)
- ・ 配偶者の被用者年金加入期間をどう考えるか。(モデル年金は配偶者の報酬比例年金が無いものとしてとらえられているが、通常、配偶者もいくばくかの報酬比例年金を受けており、結果として世帯全体ではモデル年金より高い給付を受けることが多い。)
- ・ 現役時代に賃金が高かった者に重点を置いた年金額の抑制(バンドポイント制)についてどう考えるか。
- ・ 高額所得の高齢者への年金給付についてどう考えるか。また、60歳台後半の在職高齢年金についてどう考えるか。(制限すべきとするなら社会保険制度との整合性をどう考えるか。)

イ. 賃金・物価スライドについて

- ・ 既裁定者にも世代間の負担の格差の是正に参加してもらうために、どのような手法があるか。
- ・ 賃金スライド、物価スライドについてどう考えるか。
- ・ 消費税率の変動に伴う物価変動分を物価スライドに反映させるか否かについてどう考えるか。

ウ. 支給開始年齢の引き上げについて

- ・ 支給開始年齢の引き上げ時期の前倒し実施についてどう考えるか。
- ・ 報酬比例部分の別個の給付の取扱いをどう考えるか。
- ・ 更なる支給開始年齢の引き上げについてどう考えるか。

エ. 民営化について

次のポイントを踏まえた上で、民営化についてどう考えるか。

- ・ 民営化のために二階部分の厚生年金を廃止した場合、350兆円の債務が顕在化する。即ち、積立方式に移行する際には、移行時の過去期間にかかる債務の負担と将来の自分の分の保険料負担という二重の負担がかかる。
- ・ 民営化をした場合、企業年金の設立が困難な中小・零細企業の会社員の老後の所得保証が基礎年金のみとなりかねない。
- ・ 積立方式では物価・賃金スライドへの対応が難しい。

②保険料の水準等について

- ・ピーク時の保険料水準を抑制し、後代に過度に負担を求めることを避けるため、保険料の引き上げ時期を前倒しする等、保険料計画のあり方についてどう考えるか。
- ・最終保険料の水準をどう考えるか。

問題 3 - B

(1)

イ. 弾力化の内容

基金が掛金の計算（継続基準）に用いる予定利率は、一定の基準の下で、基金が主体的に設定できる。

ロ. 具体的な基準

- ・上限：平成13年度までは暫定的に6.5%
(資産配分規制のもとでの期待収益率を勘案して設定)
ただし、資産配分規制適用除外基金は上限なし。
- ・下限：10年国債の応募者利回りの直近5年平均
(税制との関係で、掛金(損金算入額)が過大に設定されないようにした)
平成9年度は4.0%
- ・決定プロセス：
年金数理人・証券アナリストなどの専門家の助言を受ける。
他の基金の採用している予定利率分布情報などを参照する。
代議員会で、決定の根拠について十分な説明と情報開示を行う。

ハ. 留意点

- ・保有資産の長期的な期待収益率や投資リスクとの関係に十分留意する。
- ・設立母体の掛金増加への対応能力などに留意して設定する。

(2) (以下に論点の「例」を示すが、論旨の方向性を含め、必ずしもこれに限定するものではない。)

イ. 「予定利率とは何か」についての整理

- ・確定給付型で事前積立方式の企業年金におけるもの。
- ・継続基準の基礎率としてのもの。

- ロ. 「予定利率決定にあたっての基本的な原則」を踏まえ(法令遵守は当然のこととして)、年金アクチュアリーとしてどの原則をより重要視するのかといったスタンスを(その理由も含め)記載する。
- a. 実態反映の原則
予定利率は資産収益率の合理的で、最良の推計であるべきであるという考え方
 - b. 安定性重視の原則
年金制度の運営上、掛金の安定性の確保が重要とする考え方
 - c. 簡明性の原則
複雑なプロセスを経て色々な推計を繰り返すより、簡明で多くの関係者の理解が得られやすいメルクマールを重視する考え方
 - d. 整合性確保の原則
財務諸表で企業年金の資産債務について開示を行っている企業の場合、そこで使用されている割引率との整合性を重視する考え方
- ハ. 「予定利率の水準決定のための具体的な方法あるいは考え方」についての考察
- たとえば、「予定利率は、資産収益率の最良の推計値として決定していくべき」という考え方を重視するならば、前提としての資産構成比率をどうとらえるべきか、また、各投資対象ごとの収益率をどのような手順、考え方でとらえていくべきと考えるか等。